

多重債務・ヤミ金融問題等対策協議会設置要綱

1 設置目的

近年増加・深刻化する多重債務やヤミ金融問題を総合的に解決するため、関係機関・団体が連携して、被害の未然防止や相談体制の充実等を図る。

2 所掌事務

次の事項について協議、検討する。

- (1) 多重債務者・ヤミ金融被害者からの相談等への対応に関する事
- (2) 不法な行為を行う貸金業者等による被害の防止対策に関する事
- (3) 関係機関・団体の連絡調整に関する事
- (4) 多重債務者対策等に関する事

3 会議

- (1) 会議は、鳥取県生活環境部長が招集し、主宰する。
- (2) 会議は、必要に応じて構成員以外の者の意見を聞くことができる。
- (3) 会議は、原則として公開とする。ただし、主宰者が個人情報保護のため必要と認めるときは、非公開とすることができる。

4 組織

協議会の構成は次のとおりとする。

鳥取県生活環境部くらしの安心局消費生活センター	鳥取県弁護士会
総務部税務課	鳥取県司法書士会
福祉保健部福祉保健課	鳥取県銀行協会
長寿社会課	公益財団法人鳥取県暴力追放センター
健康医療局健康政策課	日本貸金業協会鳥取県支部
商工労働部経済通商総室	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会
生活環境部くらしの安心局住宅政策課	日本司法支援センター鳥取地方事務所
鳥取県教育委員会事務局高等学校課	鳥取県金融広報委員会
鳥取県警察本部生活安全部生活環境課	市町村（鳥取市・米子市・倉吉市・境港市）
財務省中国財務局鳥取財務事務所理財課	その他関係機関等

5 事務局

会議の事務局は、鳥取県生活環境部くらしの安心局消費生活センターに置く。

6 雑則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は鳥取県生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年7月11日から施行する。